

コンビニ等・郵便局受取サービス規約

第1条（適用）

1 コンビニ等・郵便局受取サービス規約（以下「本規約」といいます。）は、日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）が別に締結したゆうパック運送業務委託契約（以下「運送契約」といい、運送契約に附随して締結した覚書その他の約定を含みます。）に基づき運送を受託するゆうパックとする荷物のうち、当社が指定する次の各号に掲げるいずれかの施設（以下「店舗等」といいます。）に配送・保管し、当該店舗等において荷受人に引き渡す取扱い（以下「本サービス」といいます。）をするものに関し、運送契約に附随して必要な特約事項を定めるものです。

(1) 情報端末機器を設置したコンビニエンスストアその他の店舗等の施設

(2) 受取機能を有するロッカー（以下「受取ロッカー」といいます。）

(3) 郵便局

2 本規約では、本サービスを利用する荷物を差し出すお客さま（以下「利用者」といいます。）に遵守していただく事項が定められています。

3 本サービスの利用者（次条第1項の利用申込者を含みます。）は、あらかじめ本規約に同意したものとみなし、本規約は当社と利用者との間で適用されるものとします。本規約に定める条項全てにご同意いただけない場合、利用者は本サービスを利用することができません。

4 本規約に定めのない事項については、ゆうパック約款（ゆうパック運賃料金表を含みます。以下同じとします。）又は運送契約の定めるところによります。

5 当社は、本規約を随時変更することができるものとします。この場合において、変更後の本規約は、当社の指定する web サイトに掲載し、又は書面その他の媒体により利用者に通知することにより、その効力を生ずるものとします。

第2条（利用の許諾）

1 本サービスを新たに利用しようとする者（以下、この条において「利用申込者」といいます。）は、当社所定の方法により当社に対し本サービスの利用申出を行っていただきます。

2 本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」といいます。）は、前項の規定による申出を当社が承諾したときに成立するものとします。

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定による申出を承諾しないことがあります。この場合において、当社は、利用申込者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

(1) 利用申込者が第9条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは報道等により該当する蓋然性が高いと当社が認め、又は同項の表明若しくは確約に関して虚偽の事実を申告したとき。

(2) 利用申込者の責に帰すべき事由により、運送契約その他の当社が利用申込者との間で締結した契約が解除され、又は解除された事実の存在が判明したとき。

- (3) 当社の業務の遂行上又は技術上の支障があるとき。
 - (4) その他当社が不相当と認めたとき。
- 4 当社は、前項の規定により第1項の規定による申出を承諾しなかった場合において、その理由を利用申込者に開示する義務を負いません。

第3条（利用条件）

- 1 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器・ソフトウェア・設備環境・電力・電話回線・消耗品その他の利用設備等の全て（本サービスの提供に係るシステムと連携したWebサービス・システム等を含みますが、これらに限られません。）を自己の責任と費用負担の下で準備し、操作・接続等するものとします。
- 2 利用者は、本サービスの提供に係るシステムとの連携のために、自らのシステムの開発が必要になる場合、別途当社が定める「コンビニ等・郵便局受取サービスシステム連携規約」に従い、開発を行います。
- 3 本サービスの対象とする荷物は、運送契約で定める条件及び次に掲げる条件を満たすものに限り、ます。
 - (1) 当社が指定する当社の印字システム又は当社があらかじめ承認する印字システム等により問い合わせ番号その他当社の指定する事項を記載した当社指定の配送伝票を使用して差し出されるものであること。
 - (2) 次の区分に従い、それぞれ次に定めるものであること。

ア イに掲げるもの以外のもの

次のいずれかに該当するものであって、長さ、幅及び厚さの合計が100cm以内（第1条第1項第3号に定める郵便局において引き渡すものにあつては、170cm以内）のもの

- (ア) ゆうパック運賃料金表に定める料金その他特別な料金の負担を要しないもの
- (イ) 当社が提供する代金引換まとめ送金サービスを利用するものであって、ゆうパック運賃料金表に定める料金その他特別な料金（代金引換まとめ送金サービスに係るものを除く。）の負担を要しないもの

イ 受取ロッカーにおいて引き渡すもの

- (ア) (イ) 以外の受取ロッカーにおいて引き渡すもの

アの(ア)に該当するものであって、次に掲げる長さ、幅及び厚さの最大限を超えないもの

区別	最大限
長さ、幅及び厚さの合計	100 c m
長さ	54 c m
幅	41 c m
厚さ	24 c m

- (イ) 当社所定の方法で別に通知する受取ロッカーにおいて引き渡すもの
 アの(ア)に該当するものであって、当社所定の方法で別に通知する受取ロッカーの種別に応じて次のA、B又はCに掲げる長さ、幅及び厚さの最大限を超えないもの

区別	最大限		
	A	B	C
長さ、幅及び厚さの合計	100 c m		
長さ	54 c m		
幅	41 c m	34 c m	40 c m
厚さ	18 c m	24 c m	18 c m

- (3) ゆうパック約款第3条(3)に定める配達希望日又は同条(4)に定める配達希望時間帯の表示があるものあっては、当該表示がないものとみなして支障のないものであること。
 (4) 運賃及び料金その他運送に関する費用の支払方法を後納とするものであること。
 (5) 生鮮品その他当社において本サービスの利用に支障があると認めた物を内容とするものでないこと。
- 4 前項第1号の当社の印字システムの利用に関しては、当社が別に定める利用規約の定めるところによります。
- 5 第3項第2号ア(イ)の代金引換まとめ送金サービスの利用に関しては、当社が別に定める利用規約の定めるところによります。

第4条 (利用方法)

- 1 本サービスの利用方法は、次の各号に定めるところによります。
- (1) 利用者は、当社に対し、次号の規定により荷物を引き渡す前までに、当該荷物の配送先とする店舗等（以下「配送先店舗等」といいます。）の情報並びに当該荷物ごとに個別に付す問い合わせ番号及び認証番号その他本サービスの履行に必要な情報（当社が指定するデータフォーマットに適合するものに限り、）を当社が指定した方法により提出していただきます。この場合において、当該情報は、変更することができないものとします。
- (2) 利用者は、前条第3項第1号の配送伝票を貼付した荷物を、運送契約で定めるところにより、差し出していただきます。ただし、当社が別段の指示をしたときは、その指示するところによるものとします。
- (3) 当社は、前号の荷物を配送先店舗等に配送し、当該荷物について問い合わせ番号、配送を完了した旨及び当該配送先店舗等における荷受人への引渡しが可能となる日時を当社所定のサーバー（以下「サーバー」といいます。）に登録した上、当該荷物を当該配送先店舗等において保管します。
- (4) 当社は、配送先店舗等において、第1条第1項の情報端末機器への問い合わせ番号及び認証番号の入力その他の当社が定める方法により前号の荷物を引き渡すべき荷受人を確認の上、

当該荷物を当該荷受人に引き渡します。この場合において、受取ロッカーにおいて引き渡す荷物以外の荷物については、当該荷物の配達証に受領の証印又は署名を受けます。

- (5) 当社は、前号の規定により引き渡した荷物の問い合わせ番号及び引き渡しを完了した旨をサーバーに登録します。
- 2 ゆうパック約款又は運送契約の規定及び前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合には、利用者の指図を求めることなく、あらかじめ利用者と当社の間で協議して定めた返送先に荷物を返送し、当該荷物の問い合わせ番号及び返送を完了した旨をサーバーに登録します。ただし、第1号に掲げる場合において、同号に掲げる事由の速やかな解消が見込まれるときその他当社が適当と認めるときは、同項第3号の規定による配送及び保管が可能となるのを待って、これを行うことがあるものとします。
- (1) 次の事由により、前項第3号の規定による配送又は保管が不能となった場合
- ア 休業若しくは廃業又は本サービスの履行に必要な機器の故障若しくは破損その他の配送先店舗等の事情
 - イ ゆうパック約款第24条に掲げる事由
 - ウ その他当社の責に帰すことのできないやむを得ない事由
- (2) 前項第3号の規定により荷物を配送した日の翌日から起算して当社が定めて利用者にあらかじめ通知する期間以内に荷受人が同項第4号の規定による荷物の引渡しを受けなかった場合
- (3) 当社に対し利用者から返品の依頼があった場合
- 3 利用者は、利用者の責任において、当社がサーバーに登録した本サービスによる荷物の引渡しに関する情報を取得するとともに、第1項第4号の荷受人に対し、第1項及び第2項の規定による荷物の取扱いに関し、必要な情報を随時伝達するものとします。
- 4 前項の規定にかかわらず、利用者が希望し、当社が承諾した場合にあっては、当社が、第1項第1号の規定により利用者が当社に提出した荷受人のメールアドレス宛てに、当該荷物の配送先店舗等の情報、認証番号及び第1項第3号の規定により当社がサーバーに登録した情報のうち、必要な情報を随時伝達するものとします。
- 5 当社は、本規約に違反して差し出された荷物について、本サービスの履行義務を負いません。

第5条（引渡店舗等情報の取得）

- 1 利用者は、店舗等の情報その他の前条第1項第4号の荷受人への荷物の引渡しに関する情報（以下、この条において「引渡店舗等情報」といいます。）をサーバーから取得し、荷受人の配送先店舗等の選択の用に供することを目的として、インターネットサイト等を通じて告知するものとします。この場合において、利用者は、当該引渡店舗等情報を当該目的以外の目的で使用してはなりません。
- 2 利用者が、サーバーから引渡店舗等情報を取得する際に、サーバー上での情報確認においては、当社所定の取扱いに基づき行っていただくものとし、当該取扱いに係る情報セキュリティ

に関しては、当社の責に帰すべき事項として、当社の責任と費用負担において合理的な範囲で対応がはかられるものとし、ただし、当該引渡店舗等情報が、サーバー上での情報確認後において、利用者により取り扱われる場合においては、この限りではありません。

- 3 当社は、本サービスに対し支障をきたすことがないように引渡店舗等情報の正確性及び網羅性の維持に努めます。

第6条（個人情報）

- 1 当社は、利用者が第4条第1項第1号の規定により当社に提出した情報に含まれる個人情報（以下「利用者提供情報」といいます。）について、当社の定める「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」及び日本郵政グループの定める「グループ・プライバシーポリシー」（以下「プライバシーポリシー等」といいます。）に従い取り扱うものとし、ただし、当社は、利用者提供情報をグループ会社において共同利用することは予定しておりません。
- 2 当社は、利用者提供情報について、法令の規定により開示が求められた場合及び本人の同意が得られた場合を除き、個人識別が可能な状態で第三者に開示、提供等をしないものとし、ただし、次に掲げる場合のほか、別途当社が明示的に定めている場合はこの限りではありません。
 - (1) 当社がプライバシーポリシー等に掲げる目的の達成に必要な範囲内において利用者提供情報の取扱いの全部又は一部を委託するとき。
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って利用者提供情報が提供されるとき。
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) その他、個人情報保護法（平成15年法律第57号）その他の法令で認められるとき。
- 3 当社は、利用者提供情報について、第1項及び前項の規定により取り扱うとともに、本サービスの提供のために、当社が必要と定める範囲内で利用できることとします。
- 4 当社は、利用者提供情報について、当社所定の期間の経過後、消去します。

第7条（解約及び失効）

- 1 利用者及び当社は、解約しようとする日の3か月前までに書面により相手方に対し通知することにより、本利用契約を解約することができるものとし、
- 2 運送契約が期間満了その他の事由により失効した場合には、本利用契約も失効します。ただし、本サービスの利用に支障がないと当社が認める他の運送契約があるときは、この限りではありません。

第8条（解除）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、利用者への事前の催告なしに、直ちに本利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約、運送契約又はゆうパック約款に違反したとき。
 - (2) 第2条第1項の規定による申出に事実と相違する記載があったとき。
 - (3) 第2条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき（次条第3項の規定による場合を除きます。）。
 - (4) 監督官庁等により営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 官公庁の命令又は行政措置により本サービスの利用を中止する必要があるとき。
 - (6) 1年間本サービスの利用がないとき。
 - (7) その他本サービスの利用に関し適性を欠くと当社が判断したとき。
- 2 前項による解除は、解除をした当事者による相手方への損害賠償請求を妨げないものとします。

第9条（暴力団等の排除等）

1 利用者は、自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいいます。以下この条において同じとします。）又は当社との取引に係る委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含みます。次項及び第3項において同じとします。）若しくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、この項において「暴力団等」といいます。）であること。
- (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係（郵便の業務に係るものを除きます。）を有すること。
- (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、当社との取引に関して自己若しくは自己の役員等又は委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者若しくは利用者の役員等又は当社との取引に係る利用者の委託先若しくはその役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、又は当社との取引に関して前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、利用者に対して何らの催告をすることなく、本利用契約を解除することができるものとします。運送契約についても、同様とします。

第10条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、本利用契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第11条（本サービスの一時中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスを一時中断することがあります。

(1) 第3条第3項第1号の当社の印字システム、サーバーその他の本サービスの提供のためのシステム又は装置（通信回線、電源その他の設備及びこれらを収容する建築物などを含みます。）の保守、点検、修理又は更新を定期的に又は緊急に行う場合

(2) 火災、停電、天災地変などの不可抗力その他不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

(3) 電気通信事業者の役務が提供されない場合

(4) その他当社が運用上又は技術上本サービスの一時中断が必要と判断した場合

第12条（免責事項）

1 当社は、本サービスの品質と機能に関し、明示であると黙示であるとを問わず、無瑕疵、ウィルスの不存在、動作の的確性、利用結果又は第三者の産業財産権に係る不侵害の保証その他一切の保証をするものではありません。なお、当社の口頭又は書面によるいかなる情報又は助言も、本サービスに関し、新たな保証をし、又はいかなる意味においても保証の範囲を拡大するものではありません。

2 前条の規定による本サービスの一時中断その他原因を問わず、本サービスの利用に関し、利用者又は第三者に生じた直接又は間接の損害（特別損害を含みます。）、損失（コンピュータの故障やデータの損失を含みますが、これらに限りません。）、責任及び負担について、当社は、一切の責任を負わないものとします。

附則

平成 27 年 9 月 1 日 制定・実施

平成 28 年 4 月 1 日 改正

平成 28 年 5 月 10 日 改正

2019 年 2 月 20 日 改正

2019 年 6 月 3 日 改正

2020 年 3 月 11 日 改正

2020 年 4 月 13 日 改正

2023 年 9 月 11 日 改正